

2017年春闘

2017 働くみんなの要求アンケート(回答44名) を基に、賃上げ 3万円以上を要求、 ベースアップなし定期昇給のみ実施!!

◆4.6 団体交渉報告

2017年賃上げについて

- 組合) 30,000円以上を要求。現場は、多少上がったとしても、長時間過密労働を強いられている現状にあり、本当の意味の賃金引き上げにはならない。そういう点も加味してほしい。
- 専務) キャパシティからして、負担がかかるているのは事実。DDSを返却し、やっと普通の会社になる。中途採用、新卒採用にもお金をかけている。
具体的には、まだ何も決まっていない、4月中に決定し、来月、さかのぼって実施する。

| | |
|--|-------------|
| | 建設業片山組分会機関紙 |
| | 2017年6月26日 |
| | オス97号 |
| (株)新日本新端 片山組内 建交省東京都本部 中西部支部 片山組合会 | 6/22 13 |

時間外労働・休日労働、振替休日について

- 組合) 協定では、内勤・所定8時間、1日2時間、1ヶ月42時間、1年320時間。
現場・所定8時間、1日2時間、1ヶ月30時間、1年360時間。となっている。
実態を把握し、協定違反にならないよう、ただ働きにならないようすべき。不満が退職にもつながり兼ねない。
- 専務) そのことが、退職につながるとは思わない。
- 組合) 当社は、「代休」ではなく「休日の振替」を取ることになっているが、休日労働をしても、業務の都合上なかなか「振替休日」を取れず、時間がたつてしまうと、認めてもらえない場合がある。
- 専務) 年度内には、処理するようにしてほしい。

退職金制度について

- 組合) 3年前の春闘時、「中小企業退職金共済制度」レベルで検討を始めた。との発表があった。
昨年には、「スタートは、早くても来年度」つまり今年度からとのことだったが。
- 専務) そのつもりであったが、見送る意見もあった。いずれにしても、あるのは、当たり前と考えている。間違いなく作らなければならない。

2017年賃上げ状況

(ウラ面へ)



片山組の職場には労働組合があります。どんなことでも

お気軽にお電話下さいね

- ・労働組合に入りたい方
 - ・労働組合に興味のある方
 - ・労働組合に相談したい方
- | |
|------------------------------|
| 廣川(勝信) 090-4848-4986 (施工管理部) |
| 廣川(陽子) 090-2176-7859 (施工管理部) |
| 平出 昭 090-4739-0222 (施工管理部) |
| 平泉博次 090-2223-0091 (施工管理部) |



2017年賃上げ状況

I 平成29年度ベースアップについて

なし。



III 決算賞与について

1. 対象者 (社員+嘱託社員+契約社員) 102名

II 29年度定期昇給について

1. 昇給対象者 49名、全社員数 101名

3. 平均支給額 151,862円

2. 対象者平均昇給額 3,769円、全社平均昇給額 1,828円

4. 上限額 430,000円

3. 対象者平均昇給率 1.4%、全社平均昇給率 0.7%

5. 下限額 50,000円

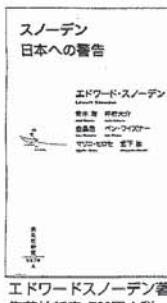
4. 昇給幅 110円~7,480円

7. 支給日 平成29年3月29日

5. 減額幅 10,470円~50,000円

6. 平均1,828円の賃上げ（上記3.に同じ）

7. 査定については、個別に総合的に業績・能力・適性等を査定
減額についてはすべて役職手当の減額のみ。



エドワードスノーデン著
集英社新書、720円+税

スノーデン 日本への警告
「プライバシーは力だ。他人に書を
与えない限り自分らしく生きる権利
だ。プライバシーがなければ、社会
があなたという存在を決め、どういう
生活を送るべきか決めるだろう。自分
が自分であるための権利がプライバシ
ーなのだ」



安倍首相が5月3日、憲法9条の改憲を2020年施行で自指すと発言しました。教育学者で、幣原真重郎首相が9条を提案したという新資料を発見した堀尾輝久さんも聞きました。

非戦、非武装、非核を原則とする憲法の条を世界に広げなければならない思考が自分であるための権利がプライバシーなのだ

えている者として、憲法9条の3項に自衛隊を明記するという安倍首相の改憲発言には怒りさえ感じます。時期を2020年までと区切つてオリンピックと重ね、自民党の改憲草案をそのまま通せそうにないからと言つて出していました。とにかく改憲をした内閣と言わされたのでしょ。



「9条」を骨抜きに 矛盾が一層はつきり

東大名誉教授 堀尾輝久さん

これまでの自民党改憲論は、「戦力」不保持の9条2項の削除を求めるものでした。ところが今回は、3項目に集団的自衛権を認めた自衛隊を加えるわけですか。どちら、矛盾が一層はつきりと露になります。安倍首相自身が言つてい るように、9条2項を削除し国防軍をおこなうと民衆の憲法草案では世論の批判が強いだから加憲的な形でやろう。そうすれば、公明党も支持するだろうといふことではないか。9条の1項、2項を骨抜きにし

て、新しく加えた3項で押しこうというのです。一步下がつているように見えます。一方では矛盾を含んでいようが何であるが、とにかく改憲したい。3項はやがて独り歩きを始める。言つてみれば、直球のよう見えで実は曲球です。私は安保法制連携訴訟の原告の一人としてたたかっていますが、少なくとも安保法制を撤回し、集団的自衛権は認めないと従来の閣議決定にまで戻るべきです。



「監視社会を作らせないと、共謀罪反対の銀座デモをした時、無関心な通行人の多さに悔しい思いをした。監視される不気味さ、内心の自由の大切さをどう伝えるべきか——頭を抱えているとき、著者の話が胸に刺さった。平易な言葉で真理を語る。